

○警備員指導教育責任者資格者証の再交付

第22条第6項

改正 平成26年 3 月 20 日 平成29年 3 月 22 日

平成29年 3 月 22 日 令和 3 年 3 月 26 日

令和 7 年 4 月 1 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第22条第6項
処分の概要	警備員指導教育責任者資格者証の再交付
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	警備業法施行規則第43条第3項（警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請）
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室